

4月12日(日)  
4月26日(日)

# 府議会議員選挙 市議会議員選挙

○開票(両日とも)  
文化センター小ホール  
午後8時45分から

投票は午前7時～午後8時 市内の24カ所の投票所で



八幡市で投票できる人  
▼京都府議会議員一般選挙に本市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。  
①日本国民  
②平成27年1月2日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人  
③平成7年4月13日以前に生まれた人  
▼市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票所が変わります。  
【今年3月25日までに届け



京都府議会議員と八幡市議会議員の任期満了(4月29日)に伴い「京都府議会議員一般選挙」が、4月3日(金)に告示され、4月12日(日)に行われます。また「八幡市議会議員一般選挙」は4月19日(日)に告示され、4月26日(日)に行われます。いずれも当日、午前7時から午後8時まで市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず、あなたの大切な一票を生かしましょう。

府内からの転入者の特例  
京都府内から八幡市に転入された場合、平成27年1月3日以降に住居登録をされた人でも、前住所地の選挙人名簿に登録されている

【今年3月26日以降に届け出をした場合】  
新しい住所地の投票所で投票していただくこととなります。  
▼転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地の投票所で投票していただくことになりません。  
この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会にて選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。  
▼転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、市の選挙人名簿に登録されています。京都府内の市町村へ転出された人は、八幡市で投票することができない可能性があります。これらの人へは、「投票所入場券」に代え、投票のお知らせのハガキを送付します。そのハガキに、投票方法を記載しています。

八幡市で投票できる人  
▼八幡市議会議員一般選挙に本市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。  
①日本国民  
②平成27年1月18日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人  
③平成7年4月27日以前に生まれた人  
▼八幡市内で住所変更された人は、市役所に転居の届け出をした日によって投票所が変わります。  
【今年4月13日までに届け

【今年4月14日以降に届け出をした場合】  
新しい住所地の投票所で投票していただくこととなります。  
▼転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地の投票所で投票していただくことになりません。  
この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会にて選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

郵便により投票ができる人  
身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人には、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳が戦傷病者手帳の交付を受け、次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

①両下肢もしくは体幹の障がい(程度)が1級(特別項症)から3級(第2項症)まで  
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい(程度)が1級(特別項症)から3級(第3項症)まで  
③免疫もしくは肝臓の障がい(程度)が1級から3級のいずれか  
④前項の①から③の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がい

と同等と認められた場合  
【郵便による投票手続き】  
要件に該当し郵便投票を希望する人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付が必要となります。  
▼郵便等投票証明書の交付を受けていない場合  
早めに身体障害者手帳か戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証を持って市選挙管理委員会事務局へ申請してください。選挙に關係なく随時受け付けています。

▼郵便等投票証明書の交付を受けている場合  
市選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を持ってください。郵送でも代理人でもできます。なお郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前までです。  
△府議会議員選挙▽4月8日(水)まで  
△市議会議員選挙▽4月22日(水)まで

## 府議選・市議選共通項目

### 郵便により投票ができる人

出をした場合  
新しい住所地の投票所で投票していただくこととなります。  
【今年4月14日以降に届け出をした場合】  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地の投票所で投票していただくことになりません。  
この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会にて選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

### 点字や代理の投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。  
候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。  
秘密は厳守しますので投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

### 期日前投票をご利用ください

期日前投票は、一般の投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投入する制度です。投票日当日に次の理由等で投票できない人は、ご利用ください。  
○府議会議員選挙  
4月4日(土)～4月11日(土)  
○市議会議員選挙  
4月20日(月)～4月25日(土)  
午前8時30分～午後8時  
市役所1階西側・第1会議室(警備員室前)

### 選挙公報を配布します

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料です。投票日の2日前(府議会議員選挙は4月10日・市議会議員選挙は4月24日)までに各家庭にお届けします。届かない場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。



# 投票所入場券を 忘れずに

あなたの投票所は「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。

市は、事前にハガキの「投票所入場券」を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。なお、受付時には、投票所入場券のバーコードをパソコンで読み込みますので、折り曲げずにご持参ください。

▼投票所入場券が届かないときは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。万一、投票所入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。



## 投票は社会参加の第一歩

選挙管理委員会  
委員長 森井光男



今年、統一地方選挙の年です。4月12日に京都府議会議員選挙、4月26日に八幡市議会議員選挙が行われます。

つとも身近な代表を決める大切な選挙です。選挙制度は民主主義の根幹であり、投票することは、社会参加の第一歩です。棄権は国民の権利と義務を放棄することになります。新成人の皆さんにとっては、初めての選挙です。投票するという大切な権利をしっかりと行使しましょう。

すべての有権者の皆さんが、貴重な一票を投じられますように願っています。

## あなたの投票所はこちらです

<b>第1投票所</b> 志水公民館 八幡岸本35-4	<b>第2投票所</b> 二区公会堂 八幡三本橋1-1	<b>第3投票所</b> 山柴公民館 八幡山柴48・49	<b>第4投票所</b> 橋本公民館 橋本堂ヶ原36
<b>第5投票所</b> 川口コミュニティセンター 川口萩原24-1	<b>第6投票所</b> 八幡人権・交流センター 八幡軸63	<b>第7投票所</b> 上区公会堂 岩田高木82-2	<b>第8投票所</b> やわた流れ橋交流プラザ 上津屋里垣内56-1
<b>第9投票所</b> 都児童センター体育館 下奈良今里17	<b>第10投票所</b> 内里公会堂 内里東ノ口33	<b>第11投票所</b> 戸津公会堂 戸津北小路34	<b>第12投票所</b> 美濃山公会堂 美濃山宮道55-1
<b>第13投票所</b> 長町南集会所 八幡長町3-67	<b>第14投票所</b> くすのき小学校 男山金振9	<b>第15投票所</b> 男山第二中学校 男山石城3	<b>第16投票所</b> 中央センター集会所 男山八望3
<b>第17投票所</b> 男山第三中学校 男山笹谷3	<b>第18投票所</b> 橋本小学校 橋本中ノ池尻15	<b>第19投票所</b> くすのき保育園 八幡吉野垣内3-1	<b>第20投票所</b> (旧)八幡第四小学校 男山松里1
<b>第21投票所</b> 南センター集会所 男山竹園2	<b>第22投票所</b> 柿ヶ谷集会所 八幡柿ヶ谷80-12	<b>第23投票所</b> コミュニティセンター月愛 八幡月夜田81-1	<b>第24投票所</b> 美濃山コミュニティセンター 欽明台西70

おとて 郵便はがき

山崎八幡市 社会参加推進課 選挙事務

〒816-0000 八幡市 〇〇〇〇

〇〇〇〇 議会議員一般選挙投票所入場券

投票日時 平成 年 月 日  
午前 時 ~ 午後 時

投票所 区 番 号  
氏名 姓 名 性別

〒 〇〇〇〇〇

八幡市選挙管理委員会 電話 983-1111(代)

36 期日前投票宣言書

私は、平成27年4月12日(日)の〇〇〇〇議員一般選挙の期日前投票に投票することを宣言します。

〇この入場券は、投票日まで大切に保管し、当日必ず本人が投票所へ持参してください。

〇もし、この入場券をなくされたときは、投票日の当日に投票所でその旨を係員に申し出てください。

〇選挙当日に都合の悪い場合は、期日前投票をしよう。(※の「期日前投票宣言書」に必ず選挙所を記入の上、ご持参ください。)

〇〇〇〇に転出された方は、投票することができません。

八幡市選挙管理委員会 電話 983-1111(代)

## 投票所設置場所一覧

投票区	投票所 (所在地)	対象地域
1	志水公民館 八幡岸本35-4	一区(一部)
2	二区公会堂 八幡三本橋1-1	二区(双栗含む)
3	山柴公民館 八幡山柴48・49	三区(一部)
4	橋本公民館 橋本堂ヶ原36	橋本(一部)
5	川口コミュニティセンター 川口萩原24-1	川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)
6	八幡人権・交流センター 八幡軸63	六区
7	上区公会堂 岩田高木82-2	上区
8	やわた流れ橋交流プラザ 上津屋里垣内56-1	中区
9	都児童センター体育館 下奈良今里17	下区
10	内里公会堂 内里東ノ口33	内里
11	戸津公会堂 戸津北小路34	戸津(一部)
12	美濃山公会堂 美濃山宮道55-1	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
13	長町南集会所 八幡長町3-67	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
14	くすのき小学校 男山金振9	男山(金振・竹園の一部)
15	男山第二中学校 男山石城3	男山(石城・弓岡)
16	中央センター集会所 男山八望3	男山(八望・泉)
17	男山第三中学校 男山笹谷3	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
18	橋本小学校 橋本中ノ池尻15	橋本(一部)・西山
19	くすのき保育園 八幡吉野垣内3-1	三区(一部・石清水ビューハイツ含む)
20	(旧)八幡第四小学校 男山松里1	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部・福祿谷の一部)
21	南センター集会所 男山竹園2	男山(香呂・竹園の一部)
22	柿ヶ谷集会所 八幡柿ヶ谷80-12	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福祿谷の一部
23	コミュニティセンター月愛 八幡月夜田81-1	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水泊・一ノ坪・御幸谷の一部)
24	美濃山コミュニティセンター 欽明台西70	欽明台・岩田大谷・内里大谷

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983-5635(直)・☎983-1111(代)